

支払い側の抵抗で審議が中断していた中央社会保険医療協議会(中医協)は2月に5か月ぶりに再開され、3月には医科で平均9%の診療報酬引き上げを厚相の諮問案どおり認める答申を出した。引き上げは4月から実施された。中医協の答申は、歯科の差額徴収問題について「材料の価格差に限るべきだ」としたが、この点に日本歯科医師会が反発し、歯科の診療報酬引き上げは4月は見送られた。武見会長は日本歯科医師会の姿勢を非難し、日本医師会と日本歯科医師会は対立状態になった。この問題は、田中厚相が日本歯科医師会と妥協して、歯科には保険診療と自由診療の2本立て医療費を認めることにして、歯科の診療報酬は8月から引き上げられた。日本医師会は、この決着を厳しく批判した。

患者自己負担の引き上げなどを盛り込んだ財政対策の健保法改正案がまた国会に提出されて、5月に成立し、7月から施行された。

武見会長は4月の代議員会で11選された。

● 財政対策の健保法改正案

田中正巳厚相は1月19日、昭和50年(1975)暮れに決定された政府予算案に基づいて、健保法改正案を社会保障制度審議会と社会保険審議会に諮問した。

法案は、

標準報酬の下限、上限を従来の「2万円～20万円」から「3万円～32万円」に上げる。今後は下限、上限を、法律事項ではなく、社会保険審議会の意見を聞いて政令で改定できることにする。

健康保険本人の患者負担を初診時200円から600円に引き上げ、入院時負担金1日60円を200円(最初の6か月間)に引き上げる。

退職後もそれまで加入していたところに加入できる任意継続被保険者制度を、従来の政管健保から健保組合にも広げて、期間も1年から2年にする。

というものであった。

両審議会はともに、改正案が医療保険の抜本的な改革に触れていないことを批判し、また標準報酬の上限、下限を政令で改定する点に反対する答申を出した。

● 健保法改正案成立

田中厚相は2月16日、原案から標準報酬の上限、下限を政令で改定するというくだりを削除して、健保法改正案を国会に提出した。

日本医師会は5月11日の理事会で、「保険財政の都合による一部負担金は、あくまで保

険者が保険料と同じに徴収すべきと考える。保険者の徴収義務が確認されなければ、改正には絶対反対」との態度を決めて、田中厚相に申し入れた。

国会では社会党など野党の反対で、患者負担の引き上げが削除され、5月21日に成立した。改正法は7月1日から施行された。

また、弾力条項が再び発動されて、政管健保の保険料率は、社会保険審議会に諮問、答申を得たうえ、10月1日から、従来の76/1,000が78/1,000に引き上げられた。国庫補助率も連動して引き上げられて医療給付費の13.2%が14.8%となった。

● 中医協、5か月ぶり再開

中医協は2月10日に5か月ぶりに再開された。日本医師会は、診療報酬の具体的な引き上げ案の早急な諮問と3月実施を要求した。中医協は総会のあと全員懇談会に移り、政府が予算案に盛り込んだ9.1%の引き上げ幅の根拠について、厚生省の説明を聞いた。

● 診療報酬9%引き上げ

中医協は2月中に全員懇談会を3回開いたが、支払い側委員は診療報酬引き上げの3月実施を引き延ばす戦術に出て、3月実施は見送られた。田中厚相は3月17日に正式に、診療報酬を4月1日から平均9.1%引き上げる諮問をした。中医協は3月23日、諮問を認める答申をした。

ただし、日本歯科医師会推薦委員が歯科差額徴収問題の審議に反対して欠席したため、答申から歯科の診療報酬引き上げが除外された。中医協は、歯科の差額徴収についても「材料の価格差に限るべきだ」と答申した。

医科の診療報酬は平均9%の引き上げで、4

月1日から実施された。昭和49年(1974)10月以来1年6か月ぶりの引き上げであった。

● 第57回定例代議員会

第57回定例代議員会は4月1、2日に、日本医師会館で開かれた。初日の役員選挙で武見会長は圧倒的多数の支持で11選された。第2日には田中厚相が来賓として出席し、「診療報酬の改定が医科については告示できてほっとしている。医師会とはできるだけ協力して、意志の疎通を図って行きたい」と挨拶した。事業計画や予算を可決し、決算が承認された。

□ 役員選挙結果

議長(無投票)

当選 松川 金七(宮城)

副議長(無投票)

当選 藤末 雄(兵庫)

会長

当選 武見 太郎(東京) 189票

次点 近藤 芳朗(東京) 9票

副会長(無投票)(定員2名)

当選 斎藤 修(埼玉)

松浦 鉄也(東京)

理事(無投票)(定員8名)

当選 渡辺 一男(山形)

斎藤 良三(茨城)

稲葉 博(大阪)

依田 省吾(山梨)

杉村 進(大分)

吉野 章(愛媛)

川原田圭一(三重)

松本 允正(山口)

常任理事(無投票)(定員7名)

当選 重田 精一(群馬)

当選 小池 昇(東京)
藤沢 正輝(東京)
中山 昌作(茨城)
弓倉 藤楠(東京)
結城 栄一(東京)
亀井康一郎(東京)
監事(無投票)(定員3名)
当選 出口 一郎(福井)
菊池 勝夫(北海道)
滝津久次郎(長崎)

●医療問題専門家会議が発足

政府は4月2日の閣議で、医師優遇税制の取り扱いについて「医療問題全般とのかかわりの重要性、複雑性を考えて、厚相のもとで専門家の意見を聞き、適切な処置をとる」と決めた。

9月1日に、厚相の私的諮問機関として医療問題専門家会議が発足した。会議のメンバーは10人で、議長には武見会長が就任した。田中厚相は「検討には2,3年かかる」と述べた。

12月24日に発足した福田内閣のもとで、自民党は医療問題専門家会議の結論が出ていないことを理由に、昭和52年(1977)度も租税特別措置法の保険診療収入28%課税の見直し見送りを決めた。

●歯科に自由診療と保険診療

田中厚相は歯科の差額徴収問題で日本歯科医師会との協議を重ね、6月29日に、「現行の差額徴収を認めた昭和30年と42年の通達を7月31日で廃止する」との保険局長通達を都道府県知事あてに流した。廃止される通達は、金合金、白金合金を使う治療に差額徴収を認めたものだが、技術料の差額も認めていたため、歯科医のなかに法外な料金を取るものが多くなり、世論の批判を浴びていた。通達廃止で金や白金を使う治療は自由診療となるが、「歯科医師会が自粛策をとるので、患者の負担は軽くなる」と厚相は説明した。

武見会長は米国医師会出席のための出張から6月30日に帰国。空港で記者会見して「歯科医に自由診療と保険診療の二枚鑑札を許して、社会保険を半身不随状態に追い込んだ」と厳しく批判した。歯科医師会は7月23日、全国歯科医師会長会議を開き、自粛料金の目安を決めた。武見会長は7月24日、都内のホテルで田中厚相、福田赳夫副総理、円城寺次郎中医協会長と会談し、「歯科医師会の自粛料金は高すぎる。中医協答申に沿った新通達を出せ」と申し入れた。

田中厚相は7月27日、

歯科の差額は、材料費に限るとの中医協答申の趣旨を基本方針とする。

材料費差額に限定するには所要の諸条件の整備に待つ必要があり、それまでは当面、差額制度を廃止する。

保険医療機関がみだりに保険給付外治療を勧めないよう指導監視されたい。

との新通達を都道府県知事に流した。これにより、歯科医療は当面、自由診療と保険診療の2本立てになるが、中医協で改善策がまと



発足した医療問題専門家会議
(9月1日、東京・千代田区のパレスホテル)

まれば実施することになった。7月28日、中医協が再開されて、「歯科の診療報酬引き上げは9.6%」という答申を出した。引き上げは、8月1日から実施された。

● 歯科差額問題もつれる

このあと中医協で、歯科保険医療の改善策が検討されたが、医師会と歯科医師会、支払い側の3者の意見が対立して協議が進まず、12月29日にはとうとう審議中断となった。

この間、9月15日に三木内閣の改造があり早川 崇厚相が就任したが、歯科の差額温存を図る諮問を中医協にする姿勢をみせた。このため、日本医師会は11月4日の常任理事会で早川厚相を非難する態度を決めるとともに、日本薬剤師会と共同で、11月17日に東京・大手町の経団連会館ホールで「国民医療推進全国医師・薬剤師大会」を開いて、早川厚相の行政姿勢を批判し、「歯科差額問題の解決は社会保険正常化の基本である」との決議を採択した。



国民医療推進全国医師・薬剤師大会（11月17日、経団連ホール）
決議文を前に挨拶する武見会長。

野口英世生誕百年記念事業
（11月11日、東京・芝の東京プリンスホテル）

日本の生んだ世界的な医学者・野口英世博士の生誕百年記念式典が執り行われ、野口博士の遺徳を偲んだ。

